

改正後

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省 平成 7 年 3 月 2 日	厚生省 平成 7 年 3 月 2 日
一部改正厚生労働省発医政第0216004号 平成 1 6 年 2 月 1 6 日	一部改正厚生労働省発医政第0216004号 平成 1 6 年 2 月 1 6 日
一部改正厚生労働省発医政第0204011号 平成 1 7 年 2 月 4 日	一部改正厚生労働省発医政第0204011号 平成 1 7 年 2 月 4 日
一部改正厚生労働省発医政第0307002号 平成 1 8 年 3 月 7 日	一部改正厚生労働省発医政第0307002号 平成 1 8 年 3 月 7 日
一部改正厚生労働省発医政第0312007号 平成 2 0 年 3 月 1 2 日	一部改正厚生労働省発医政第0312007号 平成 2 0 年 3 月 1 2 日
一部改正厚生労働省発医政0526第12号 平成 2 3 年 5 月 2 6 日	一部改正厚生労働省発医政0526第12号 平成 2 3 年 5 月 2 6 日
一部改正厚生労働省発医政1209第5号 平成 2 3 年 1 2 月 9 日	一部改正厚生労働省発医政1209第5号 平成 2 3 年 1 2 月 9 日
一部改正厚生労働省発医政0116第5号 平成 2 6 年 1 月 1 6 日	一部改正厚生労働省発医政0116第5号 平成 2 6 年 1 月 1 6 日
一部改正厚生労働省発医政1204第3号 平成 2 7 年 1 2 月 4 日	一部改正厚生労働省発医政1204第3号 平成 2 7 年 1 2 月 4 日

現行

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省 平成 7 年 3 月 2 日	厚生省 平成 7 年 3 月 2 日
一部改正厚生労働省発医政第0216004号 平成 1 6 年 2 月 1 6 日	一部改正厚生労働省発医政第0216004号 平成 1 6 年 2 月 1 6 日
一部改正厚生労働省発医政第0204011号 平成 1 7 年 2 月 4 日	一部改正厚生労働省発医政第0204011号 平成 1 7 年 2 月 4 日
一部改正厚生労働省発医政第0307002号 平成 1 8 年 3 月 7 日	一部改正厚生労働省発医政第0307002号 平成 1 8 年 3 月 7 日
一部改正厚生労働省発医政第0312007号 平成 2 0 年 3 月 1 2 日	一部改正厚生労働省発医政第0312007号 平成 2 0 年 3 月 1 2 日
一部改正厚生労働省発医政0526第12号 平成 2 3 年 5 月 2 6 日	一部改正厚生労働省発医政0526第12号 平成 2 3 年 5 月 2 6 日
一部改正厚生労働省発医政1209第5号 平成 2 3 年 1 2 月 9 日	一部改正厚生労働省発医政1209第5号 平成 2 3 年 1 2 月 9 日
一部改正厚生労働省発医政0116第5号 平成 2 6 年 1 月 1 6 日	一部改正厚生労働省発医政0116第5号 平成 2 6 年 1 月 1 6 日

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の対象)

2 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

1 医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令

第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 厚生省 令第6

号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

2 この補助金は、次に掲げる施設であつて暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により被害を受けたものの災害復旧事業を交付の対象とする。

(1) 医療機関施設

ア 都道府県、市町村若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合(以下「市町村等」という。)、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193号)第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

イ へき地診療所

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策要綱」という。)に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、協同人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所(医師及び看護助手住宅を含む。)

ウ 政策医療実施機関施設(公的医療機関施設を除く。)

(ア) 救命救急センター
昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の設置する救命救急センター(国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))若しくは国立大学法人(国立大学法人法

(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)又は医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(イ) (略)

(イ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部署務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(ウ) (略)

(ウ) 在宅当番医制診療所
災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に所在する診療所であつて、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(エ) (略)

(エ) 在宅当番医制歯科診療所
災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に所在する歯科診療所であつて、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(オ) (略)

(オ) 休日夜間急患センター
災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであつて、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、は国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(カ) (略)

(カ) 休日等歯科診療所
災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に所在する歯科診療所であつて、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う(地方公共団体からの委託等により行う場合を含む)歯科診療所(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(キ) (略)

(キ) 時間外診療実施診療所
災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に所在する診療所であつて、平成24年3月5日保医発第0305号厚生労働省保険局医療課長及びび同局歯科医療管理官により「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(支)局に行つて診察する診療所(国、独立行政法人若しくは国立大学

法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

- (ク) 災害拠点病院
平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)
- (ケ) へき地医療拠点病院
「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)
- (コ) 周産期母子医療センター
平成22年1月26日医政発第0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)
- (カ) 小児救急医療拠点病院
「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)
- (キ) 在宅医療実施診療所
平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している病院(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)
- (ク) 在宅医療実施診療所
平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している歯科診療所(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(ソ) (略)

(タ) (略)

(チ) (略)

(2) ~ (6) (略)

又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(ソ) 腎移植施設

昭和55年1月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(タ) 老人デイケア施設

昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(チ) 共同利用施設

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設(国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(2) 医療関係者養成所施設

看護師等養成所
都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人健康保険組合若しくは健康保険組合、国民健康保険法第3条の規定により設立された法人(以下「学校法人」という。)若しくは同法第64条第4項の規定により設立された法人(以下「準学校法人」という。)、第2条の規定により設立された法人(以下「旧民法法人」という。))又は医療法第39条の規定により設立された法人(以下「医療法人」という。))の設置する保健師助産師看護師法(昭和23年法律第210号)第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる法律第22号)の看護師及び准看護師を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものは、同法第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定する各種学校の課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)

1 理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人健康保険組合若しくは健康保険組合、国民健康保険法第3条の規定により設立された法人(以下「学校法人」という。))又は医療法第39条の規定により設立された法人(以下「医療法人」という。))の設置する理学療法士等養成所

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

ウ 救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険法第34条の規定による指定を受けることのできる専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

エ 歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険法第34条の規定による指定を受けることのできる専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

(3) 研修施設

ア 地域医療研修センター

昭和55年11月5日医発第1116号厚生省医務局長通知「地域医療研修センターの整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学の設置した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

イ 研修医のための研修施設
平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部附属病院の開設したものを除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

(4) 病院内保育所

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職

員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、一般社団法人又は一般財団法人等の設置する病院内保育所

(5) 看護師宿舎
平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護師宿舎施設整備事業の実施について」に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者設置する看護師宿舎

(6) 救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

(交付額の算定方法)

3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。算出される(1)別表の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(次に掲げるものに限る。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
ア 建物の設置場所の変更。(設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。)
イ 建物の規模、構造又は用途の変更(機能を著しく変更しないものを除く。)
(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けなければ、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付額の算定方法)

3 (略)

(交付の条件)

4 (1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の場合、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(8) (略)

(9) (略)

(申請手続)
5 (略)

(交付決定までの標準的期間)
6 (略)

(補助金の概算払)
7 (略)

(実績報告)
8 (略)

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこれらを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の内容に基づき報告を行うこと。
また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
(9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

(申請手続)
5 この補助金の交付申請は、毎年度別途指示する期日までに、第2号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)
6 厚生労働大臣は、5による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)
7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)
8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日（4の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、第4号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

10 特別の事情により、3、5及び8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、毎年度において別途指示する期日までに、第3号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
医療機関施設 公的医療機関施設	(略)	(1) 病院の診療棟、病棟、管理棟、サージス棟等の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1 (被災部分に占めるための特別の財政援助等に附する法律(昭和37年法律第10号)以

(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
医療機関施設 公的医療機関施設	厚生労働大臣の定める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管理棟、サージス棟等の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1 (被災部分に占めるための特別の財政援助等に附する法律(昭和37年法律第10号)以

在宅当番医師診療所	<p>13,139千円 <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合は京日本大震災対策特別措置法第2条に規定する京日本大震災により被災した場合において(厚生労働大臣の定める額)</small></p>	(略)	在宅当番医師診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、検査室、エックス線室、仮眠室、検査室、待合室、仮眠室、廊下、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 <small>(1品につき500,000円を超えるもの。)</small> <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合に限る。)</small>	2分の1
在宅当番医師歯科診療所	<p>13,139千円 <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合は京日本大震災対策特別措置法第2条に規定する京日本大震災により被災した場合において(厚生労働大臣の定める額)</small></p>	(略)	在宅当番医師歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 <small>(1品につき100,000円を超えるもの。)</small> <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合に限る。)</small>	2分の1
在宅当番医師診療所	<p>13,139千円 <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合は京日本大震災対策特別措置法第2条に規定する京日本大震災により被災した場合において(厚生労働大臣の定める額)</small></p>	(略)	在宅当番医師診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、検査室、エックス線室、仮眠室、検査室、待合室、仮眠室、廊下、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 <small>(1品につき100,000円を超えるもの。)</small> <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合に限る。)</small>	2分の1
在宅当番医師歯科診療所	<p>13,139千円 <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合は京日本大震災対策特別措置法第2条に規定する京日本大震災により被災した場合において(厚生労働大臣の定める額)</small></p>	(略)	在宅当番医師歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 <small>(1品につき100,000円を超えるもの。)</small> <small>(備蓄額条項の規定により指定された被災費により被災した場合に限る。)</small>	2分の1

	<p>第6臣の定める額</p>	<p>室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えてはならない) <small>(備忘録等第1項の規定により指定された被災費により被災した場合は限る。)</small></p>	(略)		<p>第7臣の定める額</p>	<p>室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備</p>	2分の1
<p>休日等歯科診療所</p>	<p>13,139千円 <small>(備忘録等第1項の規定により指定された被災費により被災した場合又は日本大震災により被災した場合は厚生労働大臣の定める額)</small></p>	<p>休日等歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、仮眠室、便所、玄関廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき100,000円を超えてはならない) <small>(備忘録等第1項の規定により指定された被災費により被災した場合は限る。)</small></p>	(略)	<p>休日等歯科診療所</p>	<p>13,139千円 <small>(備忘録等第1項の規定により指定された被災費により被災した場合又は日本大震災により被災した場合は厚生労働大臣の定める額)</small></p>	<p>休日等歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、仮眠室、便所、玄関廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備</p>	2分の1
<p>時間外診療実施診療所</p>	<p>13,139千円 <small>(備忘録等第1項の規定により指定された被災費により被災した場合又は日本大震災により被災した場合は厚生労働大臣の定める額)</small></p>	<p>時間外診療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用</p>	(略)	<p>時間外診療実施診療所</p>	<p>13,139千円 <small>(備忘録等第1項の規定により指定された被災費により被災した場合又は日本大震災により被災した場合は厚生労働大臣の定める額)</small></p>	<p>時間外診療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用</p>	2分の1

	<p>設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を 超えるもの。) <small>(備蓄品等項の規定により指定された 設備により被災した場合に限る。)</small></p>	(略)
<p>災害拠点病院</p> <p>(1) 基幹災害拠点病院 677,268千円 <small>(備蓄品等項の規定により指定された 被災設備に係る施設)により被災した場 合又は東日本大震災対策第2条に規定す る東日本大震災対策により被災した場合に おいては厚生労働省の定める額)</small></p> <p>(2) 地域災害拠点病院 447,449千円 <small>(備蓄品等項の規定により指定された 被災設備に係る施設)により被災した場 合又は東日本大震災対策第2条に規定す る東日本大震災対策により被災した場合に おいては厚生労働省の定める額)</small></p>	<p>災害拠点病院として必要 な次の各部門の被災部分の 災害復旧に要する工事費又 は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、ICU、CCU 、病棟記録室、処置室、 診察室、患者食堂、リネ ン室、バルコニー、廊下 、便所、暖冷房、附属設 備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作 室、手術室、回復室、準 備室、浴室、診察室、廊 下、待合室、便所、暖冷 房、附属設備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家 発電室等)</p> <p>(4) ヘリポート、備蓄倉庫 受水槽</p> <p>(5) 建物と一体として復旧 を行う必要がある医療用 設備</p> <p>(6) 医療機器 (1品につき500,000円を 超えるもの。) <small>(備蓄品等項の規定により指定された 設備により被災した場合に限る。)</small></p>	(略)
<p>設備</p>	<p>災害拠点病院として必要 な次の各部門の被災部分の 災害復旧に要する工事費又 は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、ICU、CCU 、病棟記録室、処置室、 診察室、患者食堂、リネ ン室、バルコニー、廊下 、便所、暖冷房、附属設 備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作 室、手術室、回復室、準 備室、浴室、診察室、廊 下、待合室、便所、暖冷 房、附属設備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家 発電室等)</p> <p>(4) ヘリポート、備蓄倉庫 受水槽</p> <p>(5) 建物と一体として復旧 を行う必要がある医療用 設備</p>	2分の1
<p>へき地医療拠点 病院</p> <p>229,200千円 <small>(備蓄品等項の規定により指定された 被災設備に係る施設)により被災した場 合又は東日本大震災対策第2条に規定す る東日本大震災対策により被災した場合に おいては厚生労働省の定める額)</small></p>	<p>災害拠点病院として必要 な次の各部門の被災 部分の災害復旧に要する工 事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部</p>	(略)
<p>へき地医療拠点 病院</p> <p>229,200千円 <small>(備蓄品等項の規定により指定された 被災設備に係る施設)により被災した場 合又は東日本大震災対策第2条に規定す る東日本大震災対策により被災した場合に おいては厚生労働省の定める額)</small></p>	<p>災害拠点病院として必要 な次の各部門の被災 部分の災害復旧に要する工 事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部</p>	2分の1

	<p>備大臣の定める額)</p>	<p>門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(4) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(備大臣が被災した被災施設に限り適用される。)</p>	(略)
<p>周産期母子医療センター</p>	<p>83,300千円 (被災施設等)の被災により指定された被災施設に限り被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。</p>	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、便所等)</p> <p>(2) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(被災施設等)の被災により指定された被災施設に限り適用される。)</p>	(略)
<p>小児救急医療拠点病院 小児病院</p>	<p>28,155千円 (被災施設等)の被災により指定された被災施設に限り被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>小児専用病棟</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室 (救急専用病室)、便所、玄関、廊下</p>	(略)
	<p>被災施設等)の被災により指定された被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。</p>	<p>門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1
<p>周産期母子医療センター</p>	<p>83,300千円 (被災施設等)の被災により指定された被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。</p>	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等)</p>	2分の1
<p>小児救急医療拠点病院 小児病院</p>	<p>28,155千円 (被災施設等)の被災により指定された被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。被災により被災した場合は被災施設に指定する。</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>小児専用病棟</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室 (救急専用病室)、便所、玄関、廊下</p>	2分の1

在宅医療実施病院	80,200千円 (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>暖冷房、附属設備、研修室等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設に限り被災した場合に限る。)</p>	(略)	在宅医療実施病院	80,200千円 (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>暖冷房、附属設備、研修室等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1
在宅医療実施病院	80,200千円 (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>在宅医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に限り被災した場合に限る。)</p>	(略)	在宅医療実施病院	80,200千円 (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>在宅医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1
在宅医療実施診療所	13,139千円 (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>在宅医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p>	(略)	在宅医療実施診療所	13,139千円 (第23号附録第9項の規定により認定された施設等に係る施設により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>在宅医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1

在宅医療実地施設 歯科診療所	13,139千円 (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に於ける増設費の定額)	在宅医療実地施設診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、待合室、エックス線室、技工室、エッグス線室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき100,000円を 超えるもの。) (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に限る。)	(略)	在宅医療実地施設 歯科診療所	13,139千円 (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に於ける増設費の定額)	在宅医療実地施設診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、待合室、エックス線室、技工室、エッグス線室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備	2分の1
在宅医療実地施設 老人デイケア施設	44,300千円 (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に於ける増設費の定額)	腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 無菌手術室 (機械室及び附属設備を含む。) (2) 医療機器 (1品につき500,000円を 超えるもの。) (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に限る。)	(略)	在宅医療実地施設 老人デイケア施設	44,300千円 (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に於ける増設費の定額)	腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室 (機械室及び附属設備を含む。)	2分の1
在宅医療実地施設 老人デイケア施設	165,200千円 (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に於ける増設費の定額)	老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 機能訓練棟、診療棟 (機能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、)	(略)	在宅医療実地施設 老人デイケア施設	165,200千円 (備後特設新項の規定により指定された施設費に於ける増設した部分に於ける増設費の定額)	老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 機能訓練棟、診療棟 (機能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、)	2分の1

共同利用施設	388,900千円 (保健医療関係の施設により指定された施設費により被災した場合は日本赤十字社等2条に規定する日本赤十字社により被災した場合には厚生労働大臣の定める額)	共同利用施設として必要な被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、パルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (保健医療関係の施設により指定された施設費により被災した場合には厚生労働大臣の定める額)	(略)		共同利用施設	388,900千円 (保健医療関係の施設により指定された施設費により被災した場合は日本赤十字社等2条に規定する日本赤十字社により被災した場合には厚生労働大臣の定める額)	共同利用施設として必要な被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、パルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	2分の1
医学関係者養成施設 看護師等養成所	(略)	(略)	(略)		医学関係者養成施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
理学療法士等養成所	(略)	(略)	(略)		理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1

救急救命士養成所	(略)	(略)	(略)	救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
歯科衛生士養成所	(略)	(略)	(略)	歯科衛生士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
研修施設 地域医療研修センター	(略)	(略)	(略)	研修施設 地域医療研修センター	59,600千円	地域医療研修センターとして必要な次の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 図書、視聴覚部門(視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫) (2) カンファレンスルーム (3) 小講堂 (4) 管理部門(管理室、ロッカールーム、廊下、便所等) (5) 地域情報部門(地域情報室、相談室)	2分の1
研修医のための研修施設	(略)	(略)	(略)	研修医のための研修施設	198,700千円	研修棟として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門(視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室)、仮眠室、管理部門(管理室、ロッカールーム、廊下、便所等)、倉庫等	2分の1
病院内保育所	(略)	(略)	(略)	病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
看護師宿舎	(略)	(略)	(略)	看護師宿舎	既存面積(1人当たり33㎡を限度)×	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工	2分の1

救急医療情報ゼンター	(略)	(略)	(略)
------------	-----	-----	-----

第1号様式～第5号様式 (略)

救急医療情報ゼンター	1 / 2 × 198, 300円 13, 100千円	事費又は工事請負費	2分の1
------------	--------------------------------	-----------	------

第1号様式～第5号様式 (略)

救急医療情報ゼンターと被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費
 として必要な災害復旧に要する
 操作室、仮眠室、機械室
 便所、暖冷房、附属設備
 等